



緑をつなぎ、笑顔をつなぎ、未来へつなぐ。

つなぐ

TSUNAGU
NUMBER
20

さんきょう
山峡の里奈川、農泊推進の取り組み

～信州・松本奈川グリーンツーリズム推進協議会～

関係人口増大をめざして

松本駅から車で約1時間。松本市の南西部、乗鞍岳に隣接する松本市奈川地区は、まるで隠れ里のようなところ。そばなどの寒冷地農業が盛んで、山本茂実の小説『あゝ野麦峠』の舞台にもなりました。人口は約700人。市内で最も高齢化がすんでいるものの、要介護率が低く、健康長寿の里といわれています。そんな平穏で元気な山里ですが、観光客が少ないことが地域の悩みでした。

約20年前、奈川にはれ込み東京から移住した亘さんは、この地で宿泊業を営んできました。亘さんは、徐々に進む若者の離村を目の当たりにし、奈川を訪れる人が増える山峡にしたいと、地域の方々と立ち上がり、「信州・松本奈川グリーンツーリズム推進協議会」を設立しました。農林水産省の「農山漁村振興交付金」を活用し、農山村に滞在者を呼び込む「農泊」

**外部目線で
奈川らしさを発掘**

奈川地区は、スキー場やキャンプ場などの自然体験施設が充実しているほか、カゴに入れたそばを出汁で温めて食べる「どうじそば」や、タカラの「渡り」が見られる日本有数の場所があります。これらの資源に「食・農・暮らし・人・伝統」などの「奈川らしさ」をプラスするため、本会の「ふるさと俱楽部会員」による奈川らしさ発掘のためのモニター企画を実施しました。

山深い道や、「天空の畑」と呼びたくなる集落から離れ、日当たりのよい山の中腹に広がる畠、真夏でも冷房が必要ないほど涼涼な気候に、誰もが驚いていました。この企画では、普段着の奈川に触れてもらおうため、「天空の畑」にて農家さんと交流し、イワナの炭

をスタートさせ、本会はその支援をしています。

この企画のはか、伝統野菜の保平かぶ(赤かぶ)の収穫を手伝う援農ボランティアも実施。各企画実施後、参加者にはアンケート(結果はページ下部)に協力いただき、奈川の強みや今後の課題を可視化。この「外部目線」によって、自分たちの地域の隠れた魅力を発見する機会となりました。

亘さんは奈川の農泊が根付き、若い人が移り住むようになることを望んでいます。本会は、取り組む地域住民が増加していくことが関係人口拡大に繋がると考えています。

管轄のJAあづみ奈川支所と連携しつつ、引き続き押していく予定です。

つなぐ

2019年2月発行 [vol.020]

全国農協観光協会機関紙

COLUMN



本会は、直売所を拠点とした食育活動をJAと連携しながら展開しています。今回は、JA東とくしまの取り組みをご紹介します。

JA東とくしまは、四国東端に位置し、小松島市、阿南市、勝浦町、上勝町の2市2町を事業エリアとするJAです。JA管内では、みかんなどのかんきつ類、米、阿波牛などが生産され、特産になっています。また、里山の葉っぱを「つまもの」として高級料亭に卸す「葉っぱビジネス」で名をあげた地もあります。

平成18年にオープンした直売所「みはらしの丘あいさい広場」を、平成

30年4月、敷地面積を拡大してリニューアルオープン。米や野菜はもちろん、肉や魚なども揃う大型直売所として賑わいます。そのほかにも、郷土料理のバイキングレストラン「あいさいキッチン」や、女性が活躍するフードコートなども充実。「農カフェ」が併設されたベーカリー「こめつ娘工房」は米粉を使用した完全グルテンフリーのパンを製造しています。

施設内には集荷場もあり、大量の荷受けから関西圏を中心としたスーパーへの出荷も行われています。さらに、目の前の広い敷地に「あいさい農園」を開園。農業体験を実施しています。今後

J A 東とくしまはオーナーニック・エコへの取り組みにも力をいれています。10年ほど前から農薬や化学肥料を減らした米の栽培を行っています。JAがオーナーニック・エコを主導するのは珍しく、全国にさきがけた試みになっています。有機栽培と栄養価の関係を考える「オーガニック・エコファーム」では組合長が実行委員長を務め、オーガニック・エコを推進します。

このようにJA東とくしまは、「あいさい広場」を中心にレストラン、ベーカリー、カフェ、農園、

西日本事務所では、学生を初めとした若年層と、JA東とくしまとのコラボ企画を実施したり、関西圏の人たちへ向けて取り組みをPRする活動を行います。企画を通して多くの方に管内の魅力を知つてもらうことで、食育を中心とした地域活性化をさらに前進させ、日本の農業や食の安全に関する意識を向けてもらい、「農業ファン」を育みます。

売り場面積は約1000m²、500台の車を収容できる駐車場も備える

モニターアンケートにご協力いただきました!

10月に開催した「信州の山里・奈川暮らし体験」にご参加いただいたみなさん、モニターアンケートにご協力いただきました。集計結果の抜粋をご紹介します。

評価基準	質問				
	5	4	3	2	1
奈川森の子養魚場を満喫した	0	6	9	2	0
白樺峰ガイド説明はわかりやすかった	11	4	2	0	0
名物のとうじそば(夕食)を満喫した	13	1	2	0	0
奈川の温泉を満喫した	14	2	2	0	0
奈川をまた訪れたいと思った	8	7	3	0	0

観光人材育成研修のご案内

魅力的な観光地をつくるためには、その土地に優れた「観光人材」が必要です。本会では、そんな人材を育成するための講座を開催しています。今年度は①「旅行業務取扱管理者レビュー研修」、②「観光業の働き方改革実践のポイント」、③「究極のキャッチコピーとレター作成術」、④「社内インストラクター養成講座」の研修会を7会場で実施し、137名に受講いただきました（平成31年2月現在）。実施したメニューの例や受講者の声を紹介します。

観光人材育成研修メニュー（抜粋）



農山漁村体験
リスクマネジメント研修
(基礎編)



訪日外国人観光客への
ホスピタリティ(おもてなし)
サービス



ストレス
マネジメント研修

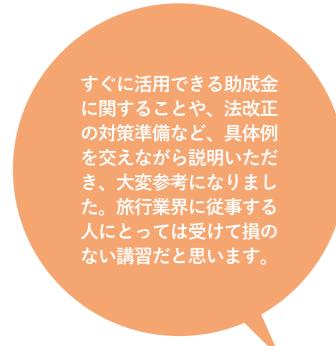
農山漁村体験の受入れにおいて、安全管理の重要性について理解を深めるための研修です。自然体験・農林体験における基礎的な安全管理の内容を習得いただきます。

日本中で外国人観光客の増加による需要拡大の期待が高まる中、日本での滞在を心行くまで楽しみ、満足していただくための知識や取組について、本会登録講師の元国際線キャビンアテンダントが成功例を交え講義します。

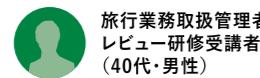
働く人たちの心の不調の未然防止と活力ある職場づくりをめざして、職場内での役割に応じて必要なメンタルヘルスケアに関する知識を習得していただきます。

Voice

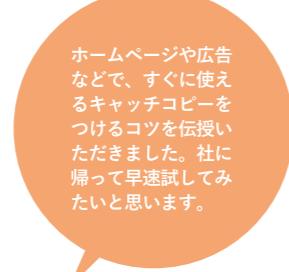
研修を受けて……



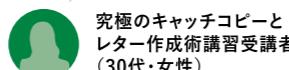
観光業の働き方改革
実践のポイント講習受講者
(30代・男性)



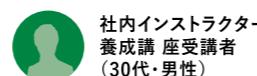
旅行業務取扱管理者
レビュー研修受講者
(40代・男性)



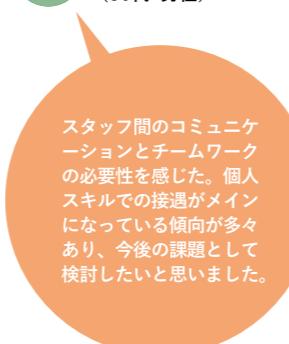
法律の改定によって
変更された点など、
理解があいまいにな
っていたところを確
認し、理解を深め
ることができた。



究極のキャッチコピーと
レター作成術講習受講者
(30代・女性)



社内インストラクター
養成講座受講者
(30代・男性)



スタッフ間のコミュニケーションとチームワークの必要性を感じた。個人スキルでの接遇がメインになっている傾向が多くあり、今後の課題として検討したいと思いました。

旅行サービス手配業務 取扱管理者研修 (法定研修)のご案内

本会は新たに、「旅行サービス手配業務取扱管理者登録研修機関」として観光庁長官より登録認可を受けました。今回は旅行サービス手配業の概要をQ&Aでご紹介します。

Q1 旅行サービス手配業とは？

A 旅行サービス手配業とは、旅行業者（国外旅行業者を含む）から報酬を得て、旅行者に対する運送サービスまたは運送に準ずるサービスを提供する際に、サービスを提供する者との間で、代理契約・媒介・取次を行う行為をさします。取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして国土交通省令で定めるものは除外されます。

Q2 具体的にはどのような行為ですか？

A 運送（鉄道、バス等）または宿泊（ホテル、旅館等）の手配、全国通訳案内士及び地域通訳案内士以外の有償によるガイドの手配、免税店における物品販売の手配です。

Q3 なぜ研修を受講する必要があるのですか？

A 旅行業法改正により、2018年1月4日以降に日本国内において旅行サービス手配業務を行うには、旅行サービス手配業務取扱管理者を選任しなければならなくなりました。当研修を受講し修了することで、この資格を取得することができます。

Q4 すでに旅行業登録のある場合も旅行サービス手配業の登録を受けなければなりませんか？

A 重複して登録する必要はありません。

Q5 受講資格はありますか？

A 旅行業法における欠格事由に該当しない方で、「旅行サービス手配業」の従業員である方又は従業員になる予定の方に受講資格があります。

2月26日(火)～27日(水) 東京会場で研修を実施いたします。
お申し込みは本会HPで受け付けています。

詳しくは、全国農協観光協会

検索 Q

2019年度 旅行業務に関する 各種研修会のご案内

本会では、JA組合員や地域住民の余暇・観光リエーション活動への多様なニーズに応えるため、旅行業務に関する研修会を全国各地で行っています。JA旅行センターをはじめとする、旅行業関係者の業務遂行能力の向上や資格取得拡大に貢献しています。2019年度の募集は3月上旬に本会HP（www.znk.or.jp）で公開予定です。

各種研修会を行っています！

● 旅程管理研修

本会は平成5年、運輸大臣（現国土交通大臣）から「旅程管理研修機関」に指定されました。以来、JA旅行センターなどの旅行業関係者を対象に全国各地で研修会を開催。事業を開始した平成5年から平成30年度2月末現在まで、「登録研修機関」として、のべ約4千人以上の「旅程管理主任者」を輩出しています。

● 旅行業務取扱管理者国家試験対策講座

JA旅行センターをはじめとする旅行業関係従業員の資格拡充と担当職員の資質向上のため、全国各地で国家試験対策講座を開催しています。短期集中講座なので、旅行業界をめざす人のほか、運輸会社・旅館業やレジャー産業などに就業中の方にも大変好評です。また、入学金・入会料は無料、受講料のみでどなたでも参加いただけます。総合・国内とも専任講師がいてねいな講義を行うので、試験に向けて参考になった、わかりやすかったなど支持を得ています。

旅行業法に規定された国家資格

二つの国家資格について、講習会を行っています。

- 総合旅行業務取扱管理者資格
- 国内旅行業務取扱管理者資格

早めに試験対策を始めたい方に

「早期!対策講座」を設定しています！（東京会場）

総合旅行業務取扱管理者資格

- ・2019年3月2日(土)～3日(日) 海外Iコース
- ・2019年3月9日(土)～10日(日) 海外IIIコース

国内旅行業務取扱管理者資格

- ・2019年2月15日(金)～17日(日) 全科目コース
- ・2019年3月15日(金)～17日(日) 全科目コース

※希望により業法約款(2日間)、国内実務(1日間)の選択ができます。

※コース詳細はHPにてご確認ください。